


庁議付議事案書

開催・令和4年5月17日

所管部課	地域福祉部 生活福祉課	部長	吉沢 寿子			
件名	令和4年度東大和市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金給付事業実施要綱の一部を改正する要綱について		区分	1 審議事項	<input type="radio"/> 2 報告事項	
関係事項	条例規則					
	部課機関					
<p>1. 要旨</p> <p>令和4年4月26日付け厚生労働省社会・援護局の通知により「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給について」（令和3年6月11日付け厚生労働省社会・援護局通知）の一部が改正され、申請期限が令和4年8月31日まで延長されたため、令和4年度東大和市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金給付事業実施要綱を改正したことから報告するものである。</p> <p>(1) 主な改正点 申請期限を「令和4年6月30日まで」から「令和4年8月31日まで」に延長する。</p> <p>(2) 施行日 令和4年5月10日より施行する。</p> <p>(3) 影響及び効果 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を適切に給付することができる。</p>						
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>令和4年5月10日市長決裁</p>						
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>市民への周知等の起案事務等を進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。